



(お知らせ)

平成31年1月25日

京都市子ども若者はぐくみ局

担当: 子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話: 746-7625

平成31年9月診療分から

子ども医療費支給制度の自己負担額の上限引き下げへ

京都市では、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう、京都府との協調により、子ども医療費の助成を行っています。

この度、「子育て・教育環境日本一」の実現に向けて、平成31年9月診療分から、3歳以上の通院医療費にかかる自己負担額の上限を、これまでの月3,000円から月1,500円に引き下げる方針を決定しました。

なお、制度の詳細については、31年度予算の議決後に、改めてお知らせします。

1 拡充案（子ども医療費の自己負担額の上限）

	就学前		小学生	中学生
	0～2歳	3～6歳		
入院	1医療機関 200円／月			
通院	1医療機関 200円／月	1医療機関 3,000円／月		1医療機関 1,500円／月（※）

※ 複数の医療機関等を受診し、自己負担額の合計が月1,500円を超えた場合は、超えた額を申請により支給します。（従来と同じです。）

※ 生活保護、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、児童福祉施設入所児医療など他の制度で医療費の支給を受けることができるお子様は対象外です。

2 実施時期案

平成31年9月診療分から

3 その他

平成31年度当初予算案に、子ども医療費拡充の関連経費を計上し、平成31年2月市会において審議予定です。